

鳥取県のムラ社会

喜多村 正¹

A study on villages in Tottori Prefecture

Tadashi KITAMURA¹

キーワード：ムラ、村落、自治組織、村組、イデ、共有林

1 はじめに一ムラと村落一

民俗というのは、それぞれの地域の生活の中で伝承され、受け継がれてきた文化のことである。さまざまな生活様式や生活習慣もあれば、その地方独特の意識や神観念もこの中に含まれる。ところで、このような民俗の伝承母体となってきたのが村である。「○○地方の民俗」と称してみても、畢竟それらは、村を単位として伝承されてきたものの総体である。

他方で村は、人々の生活の場でもあった。近年では、われわれの人間関係のネットワークは広く拡散しているが、かつて村は、人々の唯一の生活の場であり、また一つの閉じられた世界をなしていた。時には運命共同体でもあった。日々の生活を営むなかで人々は、村の中でお互いにさまざまな社会関係を結びあい、更に、そのような関係を維持していくための機構も工夫してきた。

「○○村」というのは、例えば日吉津村や旧佐治村、旧泊村のように、行政単位を指す言葉でもある。そこで本論では、混乱を避けるために、生活共同体としての村を指す場合にはムラと表記したい¹⁾。歴史学でも、このような村の性格を強調するために時として「むら」と表現している²⁾が、趣旨は同じである。社会学では、このムラを記述するのに村落という用語を用いている。村落は、共同体の持つ社会関係としての側面を重視した用語である。その村落が、一つの生活世界を成していることを強調したい時には、村落共同体という使い方もしている。他方、地理学では集落の語を使用しているが、集落は、家屋の集合という意味であり、それらを可視的で形態的な存在として把握するこ

とになる。『地理学辞典』では、「数戸の家の集まった小村落から、それらの集合体としての村や町、さらに巨大な人口集団を擁する大都市に至るまで総称して集落という」と定義している³⁾。即ち、集落は広狭さまざまであり、必ずしも生活共同体と一致するわけではない。事実、後にも言及するように、ムラ（村落）が複数の集落から形成されているというケースも多いのである。

ここでいうムラの原型は、歴史的には徳川期の藩政村に遡ることになる。江戸時代の初期、検地の単位として村切りが実施され、年貢村請制の結果、村に連帯責任が負われることになった。例外も多いが藩政期の村は、ほぼ生活共同体に一致する規模のものであった。この藩政村は、明治になっても新しい行政村として継承されてきたが、明治21年に発布された「市制・町村制」を契機に全国的に町村合併が実施され、それまでの村は、より規模の大きい行政村に合併されることになった。

以後、公式的に村といえば新しく成立した行政村を指すことになるが、地元ではそれまでの村という表現も、半ば地域語として使われ続けることになった。即ち、村（行政村）とムラ（村落）の二つの語が同時に用いられるようになったわけである。現在でも自らの住んでいる地区のことをムラと呼び、例えば「うちのムラでは……」という言い方が全国的にみられるのはこのためである。ところで、このムラは大字と一致することが多い。大字も明治21年に導入された新しい制度である。明治21年に布告された「町村合併標準」には、「旧各町村ノ名称ハ大字トシ之ヲ存スルコトヲ

¹ 〒 690-0015 松江市上乃木一丁目 20-41

Agenogi 1-20-41, Matue, Shimane, 690-0015 Japan

E-mail: tmkitamu@mable.ne.jp

[受領 Received 6 December 2011 / 受理 Accepted 5 January 2012]

得」とされており、合併町村に吸収された旧村は、村という呼称は失ったが、以後は大字と呼ばれる地域単位として残されることになった。大字とムラがほぼ一致するのは、いずれも藩政村を原点としているためである。

また、当時の行政は、町村合併以後、旧単位でもある村落共同体を次第に部落と呼ぶようになり、大正期から昭和期にかけて部落の語は、公式の行政用語として定着するようになった⁴⁾。部落は、ムラという生活共同体を構成するものであるが、戦前の部落は、自治単位という側面を強く持っていた。市町村の下部単位として、当時の地方自治の翼賛組織となることが期待されていた。それをもっともよく表しているのが、昭和15年に制定された「部落会町内会等整備要領」である。政府は、国民を動員する最下部の基礎単位として部落を把握していたわけである。

2 ムラ(村落)と村組の呼称—鳥取県の地域差—

先に述べたようにムラ(村落)は、地縁単位であると同時に生活を共にしている共同体である。また、それぞれの地方自治体にあっては住民組織の単位としても機能している。このようなムラを鳥取県ではどのような名称で呼んでいるか、表1は、鳥取県立博物館が実施したアンケート結果である。

最も高い数値を示しているのが部落である。現在でも県全体の50%で部落の呼称が通用している。特にパーセントが高いのは、鳥取市(56.18%)、八頭町(86.05%)、湯梨浜町(56.25%)、三朝町(63.64%)、琴浦町(82.76%)、大山町(62.86%)、伯耆町(59.09%)

である。全般的には、西部地方よりも東・中部地方でこの呼称は汎用されているといえる。部落の語は、明治から戦後にかけての行政用語として用いられてきた。ところが昭和50年代に入って、いわゆる差別用語問題が生じた。部落解放同盟によるマスコミへの糾弾がきっかけとなって、マスコミ界では部落の語を差別用語としてタブー視するようになったのである⁵⁾。また、この頃から同和教育が推進されるようになり、その運動のなかでも「部落」の語を使用しないようにという指導がなされた。隣県の島根県では、「部落」の語は現在ほぼ消滅したといってもよい状況にある⁶⁾。本県でもこの語は、次第に姿を消しつつあるとはいえ、まだまだ根強く使用されているということであろう。

部落の語に代わって使用されるようになったのが自治会である。岩美町、北栄町、米子市、日南町等、自治会呼称のパーセントが高い地域では、相対的に部落の数値が低くなっていることからそれはわかる。一般的な傾向としては、部落の語が自治会に置き換えられているようである。その点をよく示しているのが八頭町と琴浦町の例である。両町とも、部落の語が使用される比率は、86.05%、82.76%と、高い地域となっているが、他方では自治会、集落という呼ばれ方が全くなされていないからである。地域的には自治会の語は、鳥取県西部で普及しているといえるだろう。

但し、日南町における自治会のケースは、必ずしもムラを意味しないので注釈しておきたい。日南町に自治会の組織が導入されたのは、合併直後の昭和35年(1960)であるから、自治会という名称の使用は、おそらく鳥取県でも最も早かったと推定される。ただ、

表1 ムラ(村落)の呼称

	回答数	1 部落	2 集落	3 自治会	4 区	5 地下	6 村	7 その他
鳥取市	178	100(56.18)	20(11.24)	8(4.49)	8(4.49)	17(9.55)	18(10.11)	7(3.93)
岩美町	20	6(30.00)	3(15.00)	6(30.00)	1(5.00)	2(10.00)	0	2(10.00)
八頭町	43	37(86.05)	0	0	1(2.33)	2(4.65)	3(6.98)	0
若桜町	20	8(40.00)	1(5.00)	3(15.00)	0	2(10.00)	4(20.00)	2(10.00)
智頭町	33	16(48.48)	10(30.30)	0	0	4(12.12)	0	3(9.09)
倉吉市	49	19(38.78)	6(12.24)	8(16.33)	4(8.16)	5(10.20)	0	7(14.29)
湯梨浜町	32	18(56.25)	1(3.13)	0	7(21.88)	4(12.50)	2(6.25)	0
三朝町	22	14(63.64)	1(4.55)	0	1(4.55)	4(18.18)	2(9.09)	0
北栄町	25	8(32.00)	2(8.00)	14(56.00)	1(4.00)	0	0	0
琴浦町	29	24(82.76)	0	0	3(10.34)	1(3.45)	1(3.45)	0
米子市	55	14(25.45)	3(5.45)	20(36.36)	5(9.09)	7(12.73)	3(5.45)	3(5.45)
境港市	14	3(21.43)	0	2(14.29)	1(7.14)	2(14.29)	5(35.71)	1(7.14)
南部町	40	15(37.50)	6(15.00)	2(5.00)	9(22.50)	6(15.00)	0	2(5.00)
伯耆町	22	13(59.09)	3(13.64)	1(4.55)	4(18.18)	0	1(4.55)	0
日吉津村	5	2(40.00)	0	2(40.00)	1(20.00)	0	0	0
大山町	35	22(62.86)	1(2.86)	3(8.57)	6(17.14)	1(2.86)	2(5.71)	0
日南町	17	4(23.53)	0	12(70.59)	0	1(5.88)	0	0
日野町	13	4(30.77)	2(15.38)	1(7.69)	0	3(23.08)	0	3(23.08)
江府町	10	4(40.00)	3(30.00)	1(10.00)	0	0	0	2(20.00)
計	662	331(50.00)	62(9.37)	83(12.54)	52(7.85)	61(9.21)	41(6.20)	32(4.83)

()内は%
鳥取県立博物館, 2011

日南町の自治会は、当時の部落を継承したものではなく、いくつかの部落を統合した組織である。例えば福塚自治会は、白谷部落（21戸）、宮田部落（20戸）、高代部落（26戸）の3つのムラの連合体であり、各部落の代表者を班長と称している。ここでは班がムラなのである。おそらく日南町では、ムラの規模が小さすぎたために、行政上の便宜からこのような組織化が行われたのではないかと考えられる。因みに、ほとんどの自治会は、大字と一致した範囲となっている。

現在、マスコミや行政は、部落の語に代えて集落という表現を用いている。鳥取県でも集落の語は使われ始めているが、自分たちの住んでいる地区を指して、集落と呼ぶようになったのはごく近年のことである。実際に調査してみても、以前には集落などという呼び方はされていなかった、という答えがどの地方からも返ってきた。

区という呼称が使われるようになったのは、部落と同様、明治の町村合併以降のことである。町村合併後、行政の便宜から町村の下部単位を区と称するようになり、それが次第に定着していった⁷⁾。区と呼ぶ事例は、アンケート調査では存外少数にとどまっているが、実際にはもっと広く汎用されているものと考えられる。というのは、自治会長と呼ぶ地区を除いて、多くの地区でムラの代表者を区長と呼んでいるからである。特に部落の呼称を用いている地区では、かつては部落長という表現も用いられていたが、ほとんどが部落区長と呼んでいる。

村落に対する呼称のなかでもムラ（村）とジゲ（地下）は、民俗用語として用いられているにすぎないもので、公式に呼ばれているわけではない。先述したようにムラの呼称は、明治の町村合併によって消滅した村の用法が、そのまま慣行として残ったものである。ジゲは、更に古く遡る呼ばれ方である。徳川時代の中国地方では広くムラ（村落）を指してジゲと称していた。明治以降、この語は次第に用いられなくなったが、現在でも鳥取県では、民俗用語として辛うじて残っているということである。ジゲの語は鳥取県全体にみられるが、伯耆に比較して因幡地方でやや多く用いられているようである。

表1の「その他」の内、倉吉市の7例が興味深い。というのは、この7例の内訳は公民館もしくは自治公民館だからである。たとえ公民館という建物が存在しなくても、この地域ではムラ（村落）を公民館と称し、ムラの代表者を公民館長と呼んでいる⁸⁾。例えば倉吉市最南部の広瀬では、平成22年初総会の議案書のタイトルは「広瀬自治公民館初総会議案」となっており、

ムラを自治公民館と称する呼称は定着している。

倉吉市で公民館という呼称が用いられるようになったのは、昭和28年の合併直後からであり、少し遅れて関金町でも公民館制度を取り入れている。

昭和20年代から30年代にかけて、鳥取県でも市町村単位に公民館が設置され、更にその下に各地区ごとに分館がつくられていった。そのなかでも積極的に公民館活動の推進に取り組んでいたのが倉吉市で、住民の自主的自治組織として各地区の公民館を位置づけていた。地区ごとの公民館を自治公民館という名称にしたのには、そういった背景があった。そして昭和34年、当時の区長、自治会長あるいは町内会長によって組織されていた倉吉市自治連合会の場で、自治公民館制を採用することが決定された⁹⁾。その結果、自治連合会は自治公民館連合会と改称され、ムラの代表者の呼称も館長に統一された。この制度における倉吉市の特徴は、当時の部落すなわちムラと公民館を一体化して地区を運営するというものであった。他方、行政組織の上では自治公民館は地区公民館（中央公民館）の下に置かれた。倉吉市では12の小学校区ごとに地区公民館が設置されていたが、自治公民館は、それぞれの地区公民館の指導を受けることになっていた。

旧関金町でも、倉吉市にならって公民館制度を採るようになった。但し関金町では、自治公民館という名称ではなく、当初は部落公民館と呼んでいた。自治公民館と呼ばれるようになったのは、倉吉市への合併以後のことである。したがってムラは、公民館とも部落とも称されていたわけである。但し、ムラの代表者は館長と呼ばれていた。各ムラの自治組織は、関金中央公民館の管轄下に置かれていたので、その点では倉吉市と同じ行政体制に組み込まれていたといってもよいだろう。中央公民館の指導によるものであろう、どの部落公民館も類似の組織で編成されていた。昭和50年を例にとると、すべての部落公民館に総務部長、財務部長、教養部長、厚生部長、産業部長、土木部長、婦人部長の体制が取られていた¹⁰⁾。

ムラ（村落）は、ムラ運営上の便宜からいくつかの村組に区分されているのが通例である。この村組は、全国的には班や組と呼ばれているもので、表2に見られるように、鳥取県でも大多数が班と組である。班の呼称は、戦時体制下に敷かれた隣保班がもとで、それほど古い制度ではない。他方の組という呼称は、藩政時代の五人組制度に遡るものである。明治になって鳥取県では、五人組制は伍組制度として継承された。現在でも、特に因幡地方で班長に相当する役職を伍長と呼んでいるムラが数多く見られるのは、その名残りで

表2 村組の呼称

	回答数	1 ドイ(土居)	2 ジョウ(条)	3 クチ(口)	4 タニ(谷)	5 班	6 組	7 組合	8 講中	9 その他
鳥取市	148	37(25.00)	7(4.73)	0	0	79(53.38)	15(10.14)	0	0	10(6.76)
岩美町	15	2(13.33)	0	0	0	5(33.33)	2(13.33)	0	0	6(40.00)
八頭町	34	13(38.24)	0	0	1(2.94)	14(41.18)	3(8.82)	0	0	3(8.82)
若桜町	13	6(46.15)	0	0	0	1(7.69)	4(30.77)	0	0	2(15.38)
智頭町	29	8(27.59)	0	0	1(3.45)	13(44.83)	2(6.90)	0	0	5(17.24)
倉吉市	38	0	6(15.79)	0	1(2.63)	25(65.79)	3(7.89)	1(2.63)	0	2(5.26)
湯梨浜町	24	0	3(12.50)	0	0	15(62.50)	6(25.00)	0	0	0
三朝町	18	0	5(27.78)	1(5.56)	0	10(55.56)	0	0	1(5.56)	1(5.56)
北栄町	26	0	5(19.23)	0	1(3.85)	18(69.23)	1(3.85)	0	0	1(3.85)
琴浦町	26	0	3(15.38)	0	0	18(69.23)	3(15.38)	0	0	2(7.69)
米子市	46	0	0	6(13.04)	1(2.17)	33(71.74)	3(6.52)	0	0	3(6.52)
境港市	14	0	0	0	0	10(71.43)	2(14.29)	0	0	2(14.29)
南部町	27	0	1(3.70)	3(11.11)	1(3.70)	14(51.85)	6(22.22)	0	0	2(7.41)
伯耆町	18	0	0	1(5.56)	0	11(61.11)	4(22.22)	1(5.56)	0	1(5.56)
日吉津村	4	0	0	0	0	2(50.00)	1(25.00)	0	0	1(25.00)
大山町	26	0	1(3.85)	1(3.85)	0	18(69.23)	4(15.38)	0	0	2(7.69)
日南町	17	0	0	0	0	14(82.35)	0	3(17.65)	0	0
日野町	9	0	0	1(11.11)	0	5(55.56)	1(11.11)	0	0	2(22.22)
江府町	8	0	0	2(25.00)	0	2(25.00)	1(12.50)	0	0	3(37.50)
計	540	66(12.22)	31(5.74)	15(2.78)	6(1.11)	307(56.85)	61(11.30)	5(0.93)	1(0.19)	48(8.88)

鳥取県立博物館の調査(2011)に基づき作成

ある。

八頭町大江(88戸)は、大江川の最奥に位置するムラである。大江は、ホンダニ(大江川の本流)、ナカンダニ、カメヤダニに分かれて集落を形成しているが、全体が10組から編成されている。その組のことをゴナイ(伍内)と称し、例えば第1ゴナイ、第2ゴナイという風に呼んでいる。ゴナイは、必ずしも地縁的に1カ所にまとまっているわけではない。というのは、ムラ内に転居した家もとのゴナイにとどまるのが通例であり、分家した場合も多くは本家のゴナイに帰属するため、一つのゴナイの構成員はムラ内に分散することになるからである。ゴナイの代表をゴチョウ(伍長)と呼んでいるが、ゴチョウは、ゴナイの連絡のためには村中を回らねばならない。ゴナイは自治組織の単位としても機能しており、2つのゴナイが1セットとなって葬式組をつくっている。いずれかのゴチョウが葬儀委員長を務めることになっている。また、各ゴナイは、ゴナイモチ(持ち)と称する山林を共有している。これは、もともとムラジュウモチ(村中持ち)と称されていた部落有林を各ゴナイに分配したもので、ゴナイごとの共同作業によって植林され、手入れされている。この山を管理するのがゴチョウの責務となっており、定期的にゴナイヨリアイ(寄合い)も持たれている。

村組の呼称の中でも、ドイ(土居)やジョウ(条)、クチ(口)、タニ(谷)は、おそらく明治以前から使用されていたもので、現在でも民俗用語としてその慣行が残ったものであろう。これらの呼称に共通している特徴は、その使用例が地域的に限定されており、

地域差がはっきり認められるという点である。ドイは鳥取県東部に、ジョウは鳥取県中部にほぼ集中して分布しており、クチは、実数としてはそれほど多くはないものの、鳥取県西部に偏っている。

〇〇土居といった地名は中国地方に広く見られるが、鳥取県東部では村組を意味する言葉として使用されている。土居の語は中世に遡る言葉で、「屋敷及びその周辺の田畠にめぐらした土塁」が原義である。当初は、地方豪族の屋敷自体を指していたものであるが、近世に入ると、土地の勢力家を中心とした小集落を意味するようになり、やがて集落そのものを土居と呼ぶようになったものと思われる。そして、これらの小集落を統合したものが藩政村という形を取るようになったものだろう。現在でも因幡地方の村落は、複数のドイから構成されている例が多いが、ドイとムラとの関係が、そのような形成経過を経てつくられていったことを推測させるものである。

数値の上で最も頻度が高いのが若桜町で、回答総数中46.15%のムラでこの語は使用されており、八頭町は38.24%、智頭町では27.59%のムラでドイの呼称が使われている。しかし、〇〇土居という小字名は、鳥取県東部のほとんど全てのムラに残っているといっても過言ではないだろう。というのは、公式的にはムラが班に分けられている場合でも、その班分けとは別に村落内の小区画をドイという地名で呼んでいる事例が多いからである。岩美町岩常を例に挙げておきたい。ここでは全体が8班に編制されており、これが村落自治の単位になっている。しかしそれとは別に、岩常は下土居、横居土居、角土居に分かれている。角土居は、

6班の一部、7班、8班に相当する区域である。現在これらの土居は、単なる字名、地区名であるにすぎず、社会集団としての機能はまったく有していない。しかし、班が編制される以前には、これらの土居が村組として機能していた可能性は十分に考えられるだろう。

鳥取県中部に移ると村組名としてのドイは姿を消し、代わってジョウ（条）という村組名が目立つようになる。しかし、鳥取県東部でも、西端部にはこの呼称が残っている。例えば旧気高町殿では、ムラが上ジョウ、中ジョウ、下ジョウの3組に編成されており、旧鹿野町河内では、上部落は上ジョウ、下部落は下ジョウとも呼ばれている。但し、ドイという呼称も残っており、殿には上土居、中土居、下土居という字名が存在している。

鳥取県中部地方において、ジョウが村組として認識されている事例を挙げておきたい。倉吉市の上古川では、上条、下条、駅前、昇美しょうみの4小区から小区長を選出して自治公民館を運営している。このうち駅前、昇美は新しく開かれた区域で、古くからの集落は上条と下条にかけてである。倉吉市広瀬は38戸から成る村落で、そのうち19戸がホンムラ（本村）に集中しており、ホンムラは更に上ジョウと下ジョウに分かれている。広瀬全体は4班に編成されているのであるが、上ジョウは3班に、下ジョウは4班に一致しており、それぞれを単位に自治公民館や農事実行組合の役員を選任している。

以上は、ジョウが村組としての機能を明確に委ねられている事例であるが、実際にはこのような事例は少数であって、大部分は、他方の班や組が村組としての機能を果たしており、ジョウは村落内の地区名として残っているにすぎない。例えば旧中山町の中尾は、ムラ域がおおまかに上ジョ、下ジョ、東ジョ、西ジョに分けられるが¹¹⁾、近辺の数戸をひとまとめにしてそのように呼んでいるにすぎず、村組としての機能を果たしているのは、5つに編成された班である。旧青谷町夏泊でも、村落を8班に分けて、これが村落自治の単位となっており、葬儀でも班の中で手伝いあっているが、他方で集落は、大まかに下ジョウ、上ジョウ、中ジョウ、ヨウミジョウ（魚見条）に区分されてもいる。

ジョウが村組名として使用される頻度は、表2を見るかぎりドイほどには高くない。最も高い三朝町でも全数の27.78%にすぎず、次いで北栄町が19.23%である。しかし、中尾や夏泊の例に見られるように、ジョウもしくはジョと呼ばれる字名や地名が潜在的に残されているムラは、鳥取県中部には広く存在している。おそらく班という単位が公式に採用される以前には、

鳥取県中部地方ではジョウが村組としての機能を担っていたのではないかと想像される。

クチ（口）という村組名は、ドイやジョウに比較すると圧倒的に数は少ないが、ほぼ鳥取県西部に認められる事例である。なぜクチと称するのか、その意味も曖昧になっているので、古い慣行ではないかと思われる。

米子市上新印は日野川の右岸に立地する農村であり、ムラは5班から編成されている。しかし、1、2班の区域は上グチ、3、4班の区域は下グチと呼ばれている。このような例は日野川の左岸でもみられ、兼久の本村に相当する区域は1～3班に分かれているが、それぞれは上グチ、中グチ、下グチとも呼ばれている。以前には、上グチ、中グチ、下グチのそれぞれが、種籾を浸すための池、すなわちタナイケを共同で所有していた。

クチの語の痕跡は、日野川上流域にも認められる。例えば日野町の金持では、3班は上グチ、4班は中村、5班は下グチとも称されており、この3～5班がムラの旧村域に相当している。また、日南町の井原は、5つの組に編成されているが、葬式組合は上と下の2組に分かれている。そして下組は、下グチとも呼ばれている。これらの事例を見ると日野川流域では、かつてクチの語は、班の語が導入される以前、村組呼称として現在よりもずっと広汎に使われていたのではないかと想像される。

3 鳥取のムラの特質—共同体としてのムラ—

先に述べたように我が国のムラ（村落）は、その形成史からみて、藩政村を原点とする場合が多いのであるが、実は例外も多い。それは、藩政村が村を超えて広域的に編成されているという場合で、例えば郷を単位として一つの藩政村としてまとめられているような事例である。このようなケースでは、一つの郷は複数のムラを含むことになる。ところが鳥取県のムラは、藩政村とムラが一致する典型的な事例であるといつてよい。

表3は、どの程度大字と農業集落が一致しているかを県単位で示したものである。大字は、明治22年の町村合併によって合併される以前の村、即ち藩政村に相当しており、他方の農業集落はほとんどがここでいうムラに一致しているので、この表は、藩政村とムラとの関係を表していると言い直してもよいわけである。この表を見ると、中国地方の中で唯一鳥取県が例外であることがわかる。鳥取県を除く他の4県では、ムラと藩政村が一致しないケースが圧倒的であるのに

対して、鳥取県では約半数が一致している。即ち、中国地方の中では鳥取県のムラは、例外的に藩政村に由来しているということである。この特徴は、実は近畿や北陸に顕著にみられる現象であり、その点から鳥取県のムラは、中国地方のムラではなく、近畿や北陸のムラに近いということになる。それではなぜ鳥取のムラは、他の中国地方のムラと相違しているのであろうか。

その答えの一つは、集落の形態に求められる。中国地方、特に中国山地は、全国でも有数の疎塊村地帯となっており¹²⁾、ここでは、景観的に小規模集落が散在するという形態が卓越している。この事実は、表4、表5からも検証される。二つの表は、『1970年農林業センサス』から抽出した数値であるが、中国地方は、近畿や北陸に比較して散在集落、散居集落が卓越しており、他方の集居集落が少ないことがわかる。ところが鳥取県に目を移すと、それが逆転することになる。散在集落、散居集落は圧倒的に少なく、大部分が集居

集落だからである。散居集落の多い中国地方では、必然的にムラの規模が小さくなり、行政単位として独立することが難しくなる。そこで、複数のムラを統合して、その上に藩政村がまとめられたのだと考えられる。他方、集居集落が多数を占める鳥取県では、集落規模も大きく、集落（即ちムラ）を単位に藩政村の枠が形成されたと想像される。

この対照を鳥取県内のムラに当てはめてみると、他県との差ほどに顕著ではないとはいえ、東部と西部の相違としても現れている。表6は、鳥取県内の市町村（2000年時点）を単位に農業集落数と大字数を対比したものである。1大字ごとに存在するムラの数、平

表3 農業集落と大字との一致比率(%)

新潟	60.6
富山	72.5
石川	79.6
福井	87.1
静岡	30.6
長野	6.7
岐阜	37.0
愛知	37.2
三重	59.1
滋賀	79.5
京都	60.1
奈良	80.2
大阪	59.0
兵庫	61.8
岡山	16.8
鳥取	49.7
島根	3.3
広島	2.4
山口	2.0

1970年農林業センサス

表4 中国地方の集落形態 (%)

	散在	散居	集居	密居
中国	33.5	21.3	37.5	7.7
山陰	36.1	14.2	41.7	8.0
山陽	32.5	24.0	35.9	7.6
近畿	14.2	14.5	58.2	13.1
北陸	7.3	12.8	72.8	7.1

1970年農林業センサス

表5 中国5県の集落形態 (%)

	散在	散居	集居	密居
鳥取	7.0	8.5	76.3	8.2
島根	48.2	16.7	27.2	7.9
岡山	24.1	18.7	52.2	5.2
広島	39.8	27.2	24.8	8.2
山口	32.5	25.9	32.2	9.4

1970年農林業センサス

表6 農業集落数と大字数

	農業集落	大字	農業集落÷大字
鳥取市	159	127	1.25
国府町	37	39	0.94
岩美町	42	40	1.05
福部村	14	13	1.08
郡家町	46	40	1.15
船岡町	22	17	1.29
河原町	39	32	1.22
八東町	30	31	0.97
若桜町	30	25	1.20
用瀬町	25	14	1.79
佐治村	24	19	1.26
智頭町	64	44	1.45
気高町	30	27	1.11
鹿野町	32	14	2.29
青谷町	30	25	1.20
小計(県東部)	624	507	1.23
倉吉市	112	88	1.27
羽合町	14	12	1.17
泊村	6	7	0.86
東郷町	27	25	1.08
三朝町	48	47	1.02
関金町	21	14	1.50
北条町	17	10	1.70
大栄町	21	17	1.24
東伯町	49	36	1.36
赤碕町	29	21	1.38
小計(県中部)	344	277	1.24
米子市	142	66	2.15
境港市	23	13	1.77
西伯町	44	30	1.47
会見町	20	16	1.25
岸本町	26	23	1.13
日吉津村	5	3	1.67
淀江町	22	16	1.38
大山町	40	31	1.29
名和町	45	15	3.00
中山町	33	20	1.65
日南町	77	32	2.41
日野町	38	27	1.41
江府町	34	16	2.13
溝口町	49	32	1.53
小計(県西部)	598	340	1.76

『2000年農林業センサス』及び行政区画変遷(『鳥取県の地名(日本歴史地名体系32)』平凡社、1992)により作成。但し、都市部(鳥取市、倉吉市、米子市)の大字は省略した。

均的には東部が1.23、中部が1.24、西部が1.76となっている。この数値を見るかぎり、東部と中部が鳥取県の典型、即ちムラが藩政村を単位としてつくられていることが判明する。他方の伯耆地方は、どちらかというとなら非鳥取型のムラが多いということになる。もちろん、例外も多いということは認めておかなければならない。例えば、東部、中部にあっても、旧用瀬町、旧鹿野町、旧関金町では、大字内における農業集落数が比較的多いということがわかる。このうち用瀬町や関金町等では、山間部のムラが多いので、山間部では一般的に集落規模が小さくなるという傾向が背景になっていることが指摘できるだろう。

このような集居集落の1事例として大山町の羽田井部落を挙げておきたい。羽田井は、甲川の最上流に位

置する部落で、戸数は78戸である。このうちデムラ(枝村)である三谷(2戸)、関見(2戸)の数戸を除けば、ほとんどの家はホンムラ(本村)にある。羽田井のホンムラでは、写真1に見られるように、集落内を南北に走る街道に沿って家々が密集しているのがわかる。羽田井の耕地は、集落の周辺、東側と西側に広がっており、4本のイデ(用水)がこれらの水田を灌漑している。そのうち中心となるイデをオオイデと呼んでおり、これはムラで管理している。オオイデのイデザラエ(用水の清掃)は、ムラのソウゴト(総事)の一つになっており、ムラの全戸が作業に出ることになっている。また、オオイデの本流は集落内にも引かれ、炊事や洗濯、さらに風呂水としても利用されている。羽田井の各家は、水路に下りる2, 3段のステップをつくり、家毎に洗い場をそこに設けている。時には洗い場は、小さな屋根掛けによって覆われていることもある。ムラの日常生活にとって不可欠の水路であるが、これをツカイガワ(使い川)と呼んでいる。羽田井の集落は、景観的にはツカイガワに沿って並んでいる、と言ってもいいだろう。

ムラ(村落)とは何なんだろうか。家々が集合することによって集落が形成されるわけであるが、これだけではムラとはいえない。集落の中で人々は社会関係を取り結び、さまざまな社会的ネットワークがつけられている。この社会的ネットワークのほとんどは、ムラという枠の中で閉じられており、その枠を越えることは少ない。ムラとは重層的な社会集団なのである。しかし、これだけでは未だムラとして必要十分とはいえない。ムラの人たちは、一体となって自分たちの共同生活を維持している。そういう意味でムラとは一つの生活組織なのであり、ムラが共同体であることの原点がここにある。先の羽田井を例に取れば、オオイデと結びついたツカイガワは、ムラの農業と日常生活を基本的に支えている。だから羽田井の人たちは、ムラとしてこのイデを管理し、水の取り入れ口である堰の修復には全員の出夫を義務づけているのである。

いずれのムラも、ムラとしての成立は古く、長い歴史をもっている。それは、生活組織を支えるために恒常的な秩序を整え、さまざまな規制を課し、またそれを受容することによってムラを維持してきた結果である。日野町の秋縄では、かつてムラが共有林を利用して放牧場を運営していた。牛の飼育がムラの生活にとって不可欠であった時代のことである。その秋縄では、放牧場を維持するために議定書をつくっていた。春の山焼きには各戸1名ずつが2日間出夫することを定めており、ヤマダシ(牛を山に放牧すること)の時期に



写真1 羽田井の集落景観(鳥取県立博物館提供)

は各家が1日交替で牛番を出すことを義務づけていた¹³⁾。智頭町の芦津は、約1,270ヘクタールの共有林を持ち、ムラの生活は林業によって支えられてきたが、共有林への権利は、ムラのソウゴト（共同作業）に出ていることが条件であった。村外からの来住戸にはこの権利は認められておらず、新しくワカリヤ（分家）した場合でも、7、8年ソウゴトの務めをはたして初めて共有林を利用する権利が認められた¹⁴⁾。

ここに挙げた2、3の事例は、共同体規制の厳しいムラの例であるが、全般的に鳥取県のムラは、共同体的なまとまりの強さをその特徴として挙げるができる。その点は、鳥取県立博物館の実施したアンケート結果からも見えてくる。

その1例が生活用水の共同利用である。水田を灌漑する用水をムラや村組、もしくは水路に沿った水田の仲間で共同管理するのは、全国的にみられる現象であるが、鳥取県の多くのムラでは、先の羽田井の例にみられるように、この用水を生活用水としても利用している。自ずと用水への依存度は高くなり、用水の利用をめぐるムラの凝集は強くなる。表7が示すように生活用水の存在は、鳥取県の全域に認められるが、特に利用の多いのが鳥取県東部、中部である。全般的にはこの生活用水を、灌漑用水と同様にイデの名称で呼ぶことが多いが、中部地方ではこれをツカイガワと呼んで区別している。一部の地域ではイデカワや前イデ、ショウジガワ（小路川）と呼ばれる例もある。東部地方では、家の門口に設けた水路の洗い場をイトバと呼んでいる。ここに水神を祀るなど、独特の民俗も生み出している。

表7 生活用水の呼称

	回答村落数	イデ（井手）	ツカイガワ（使い川）
鳥取市	131	50	3
岩美町	14	4	0
八頭町	38	19	0
若桜町	12	5	3
智頭町	26	14	4
倉吉市	35	12	14
湯梨浜町	24	2	1
三朝町	16	7	6
北栄町	22	3	4
琴浦町	27	9	15
米子市	39	8	5
境港市	15	0	0
南部町	21	10	1
伯耆町	15	11	7
日吉津村	3	1	0
大山町	27	7	14
日南町	15	9	0
日野町	9	5	0
江府町	9	3	6

鳥取県立博物館の調査（2011）に基づき作成

表8に示す作業場の存在も、鳥取県のムラの特徴の一つとってよいだろう。現在では農協の運営するライスセンターの利用が増えたため、作業場は無用となりつつあるが、以前には多くのムラでは、発動機を備えた作業場を自前で所有し、ここで^{もみす}糶り、精米、製粉を行ってきた。作業場の歴史は古く、例えば大山町の栄田部落では、昭和19年（1944）、配給チケットを利用して糶り機と発電機を購入、当時の青年会場に隣接して作業場を建てている。区長（ムラの代表者）がこの作業場を監督するというムラもあるが、多くのムラでは農事実行組合長が管理責任者となっている。農事実行組合は、ムラを単位として組織された農家の互助団体で、鳥取県では現在でもこの組織が活きている地区が多い。実行組合長は、ムラの中では区長に次ぐ要職として位置づけられているのが通例である。

ムラ（村落）は、当初は生活を共にする生活組織として形成されていくわけであるが、いったん組織されたムラは、自治の機能を持つようになり、協同の権利や義務を分かち合うようになる。そして、外に向かつては1個の法的共同体という相貌を見せることになる。ムラがこのような法的単位であることを最も如実に示すのが、部落共有林の共同所有と管理である。表8が示すように、共有林の存在は鳥取県全域に認められ、しかもかなりの高率であることがわかる。例外的であるのは、湯梨浜町、倉吉市、北栄町、米子市、境港市等であるが、これらはいずれも平野部の市町村である。鳥取県ではこのような部落共有林は、それぞれの地方でムラヤマ、ソウヤマ（総山）、ジゲヤマ（地下山）、ムラヂュウモチ（村中持ち）等々の民俗用語で呼ばれ

表8 作業場及び共有林の存在するムラ

	回答村落数	()内は%	
		作業場	共有林
鳥取市	131	65(49.62)	104(79.39)
岩美町	14	3(21.43)	10(71.43)
八頭町	38	19(50.00)	37(97.37)
若桜町	12	4(33.33)	11(91.67)
智頭町	26	3(11.54)	21(80.77)
倉吉市	35	9(25.71)	21(60.00)
湯梨浜町	24	4(16.67)	12(50.00)
三朝町	16	8(50.00)	14(87.50)
北栄町	22	5(22.73)	14(63.64)
琴浦町	27	5(18.52)	22(81.48)
米子市	39	2(5.13)	19(48.72)
境港市	15	0	2(13.33)
南部町	21	2(9.52)	21(100.00)
伯耆町	15	3(20.00)	14(93.33)
日吉津村	3	0	3(100.00)
大山町	27	8(29.63)	19(70.37)
日南町	15	1(6.67)	10(66.67)
日野町	9	1(11.11)	8(88.89)
江府町	9	2(22.22)	8(88.89)

鳥取県立博物館の調査（2011）に基づき作成

てきた。いずれも明治以前に遡る呼称かと思われる。法的共同性の強いムラというのが、鳥取県のムラの特徴といってよいだろう。

ムラと共有林の結びつきを示す典型的な例を挙げておきたい。旧佐治村（鳥取市佐治町）には26のムラが存在する¹⁵⁾。因みに同地区の大字数は19である。この全てのムラが、ムラを単位に部落共有林を所有していることは、旧佐治村に27の財産区が登録されていることから明らかである。これらの財産区は、それぞれのムラの役員組織として財産区管理会会長を置いて管理されているが、実質的な財産区の管理責任者は部落の区長であり、財産区の運営は、部落の会計の中で処理されているのが実態である。ほぼ例外なしに全てのムラが財産区を設置しているが、それに加えて複数のムラが一つの財産区をつくっている例もある。例えば古市、上大井では、それぞれのムラ毎に古市財産区、上大井財産区が存在するが、それとは別に古市・上大井財産区がつくられている。古くから両部落が入会いで共同の草刈り山として利用してきた山があり、その入会慣行をそのまま法人化したためである¹⁶⁾。

4 むすび

例えばドイツの事例にみられるように、ムラがいくつかの村組に分かれ、その村組の自立性が高く、あたかもムラの中のムラを構成するといった例もないわけではない。しかし、総じて鳥取県のムラは、どちらかという村組単位の凝集性は低く、それに反比例してムラとしての統合性が高いという特質を持っている。その意味で鳥取のムラは、共同体的なまとまりの強いムラであるといってよいだろう。その結果として村落共同体は、単なる生活組織であることを越えて、自治単位、政治集団としての機能を明確に示すことになる。鳥取県のムラがこのような特徴を顕著に持っていることの要因の一つは、おそらく多くのムラ（村落）が集居村の上に組織されているという事実に求められるのではないかと考えられる。一つのムラがいくつかの集落に分かれ、しかも集落が散在しているよりは、1カ所に集中したムラの方が統合が強いというのは理だからである。

加えて鳥取県の場合、大字とムラが一致する例が大多数である。鳥取県の農村部では、大字と言えば、通常自分の住んでいるムラを指している。大字がすなわちムラであるということは、現在のムラとしてのまと

まりが、既に徳川期の藩政村として成立していたことを意味する。ムラは、自治単位、政治単位として長い歴史と伝統を持っているというわけである。

謝辞

本論は、平成20～22年度に実施された鳥取県立博物館によるアンケート調査をもとに執筆されたものである。また一部は、鳥取県史編纂事業の一環としてなされた調査資料に負っている。擧筆にあたり感謝申し上げます。

注

- 1) 民俗学ではこのような共同体を指すのにムラというカタカナ表記を用いることが多い。例えば『日本民俗学講義2(社会伝承)』1976、朝倉書店では、第三章の節立てに「ムラの展開」、「ムラの役職」等々が見られる。
- 2) 1例として大島美津子(1977)『明治のむら』教育社を挙げておきたい。
- 3) 日本地誌学研究所(1989)『地理学辞典』二宮書店
- 4) 部落という語の普及、定着の経緯については、喜多村正(2010)『部落という語の変遷』『山陰民俗研究』15,2010,19-22pp.を参照のこと。
- 5) 喜多村正(2010)28-29pp.
- 6) 同, 31p.
- 7) 「市制・町村制」第六十四條では、「町村ノ区域廣闊ナルトキ又ハ人口稠密ナルトキハ處務便宜ノ為メ町村會ノ議決ニ依リ之ヲ數區ニ分チ每區區長及其代理者一名ヲ置クコトヲ得」と定められている。
- 8) 現在(2010年3月)倉吉市では、78の地縁団体が認可されているが、その名称は、1例を除いて全てが〇〇自治公民館として登録されている。例えば上古川自治公民館、上福田自治公民館、上井町一丁目東自治公民館等々である。
- 9) 倉吉市教育委員会(1960)『自治公民館のあゆみ』4, 6pp.
- 10) 『広報せきがね』1975.3.15
- 11) 大山の北麓地域では、ジョウではなく短音でジョ(所)と呼ぶことが多い。
- 12) 石原潤(1965)『集落形態と村落共同体』『人文地理』17-1, 41p.
- 13) 喜多村理子(1990)『村落組織』(坂田友宏編『日野川流域の民俗』)117, 123pp.
- 14) 鳥根大学文化人類学研究室(1994)『芦津の民俗』10, 25pp.
- 15) どの範囲をムラと規定するか難しい地区もある。26という数字は、区長を選出する母体となっている単位の数である。
- 16) 例えば大字葛谷の葛谷480にある山林は、もともと「古市、大井両村持ち」であったのを、昭和35年(1960)、古市・上大井財産区に編入したものである。